漁場保全の森づくり事業※
漁港漁村環境整備事業のうち、次に掲げるもの※
一　漁業集落環境整備事業
二　漁港環境整備事業
三　漁村再生交付金事業
海岸保全施設整備事業のうち、次に掲げるもの
一　高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、次に掲げるもの
イ　農地海岸
総事業費がおおむね五十億円未満又は防護農地面積がおおむね五百ヘクタール未満のもの
ロ　漁港海岸
総事業費がおおむね十億円未満又は防護人口がおおむね百五十人未満のもの
二　海岸耐震対策事業
三　海岸堤防等老朽化対策事業
津波・高潮危機管理対策事業
海岸環境整備事業
右の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（次に掲げる事業を除く。）のうち、都道府県又は市町村が作成する事業実施計画の添付資料に記載されたもの（平成二十二年度又は平成二十三年度に都道府県又は市町村が作成した農山漁村地域整備計画に掲げられた事業を含む。）※
一　事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業
二　都道府県又は市町村が作成する事業実施計画の添付資料（平成二十二年度又は平成二十三年度に都道府県又は市町村が作成した農山漁村地域整備計画を含む。）の範囲を超えて実施される事業
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第二項の規定による交付金の交付の対象となる事業等（都道府県が単独で又は当該都道府県の区域内に存する市町村と共同して作成する同法第六条第一項に規定する活性化計画に基づく事業等に限る。）※
農業・食品産業強化対策整備に関する事業のうち、次に掲げるもの※
一　農畜産物（蚕糸を含む。以下同じ。）の産地の競争力の強化に必要な小規模の土地基盤整備、果樹、茶樹又は桑樹の改植及び農畜産物の安定供給の確保のための共同利用施設の再編整備に係る取組
二　卸売市場施設整備対策に関する事業（中央卸売市場施設整備の取組及び地方卸売市場施設整備の取組）

第六号に該当する事業等	工業用水道に関する事業（取水工事、貯水工事、導水工事、浄水工事、送水工事、配水工事及びダム等の使用又は所有に係る必要な権利の取得等）
第七号に該当する事業等	漁港防災対策支援事業のうち、都道府県が管理する第一種漁港又は第二種漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象として実施する事業 森林整備・林業等振興整備に関する事業のうち、次に掲げるもの※ 一　森林の多様な利用・緑化の推進事業 二　特用林産の振興事業 三　木材利用及び木材産業体制の整備推進事業のうち、次に掲げるもの イ　木材産業構造改革整備事業 ロ　木質バイオマス利用促進整備事業 ハ　木造公共建築物の整備事業（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第九条第一項に規定する市町村方針に基づくものを除く。） 道路（一般国道（指定区間外の一般国道に限る。この項において同じ。）、都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。この項において同じ。）又は市町村道（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十一条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の規定による指定を受けた市町村道に限る。）に関する事業のうち、次に掲げるもの 一　道路の改良に係る事業（国の直轄事業又は大規模構造物の整備を伴う事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 二　土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。） 三　交通安全対策に係る事業 四　無電柱化に係る事業 道路（一般国道又は都道府県道に限る。）の修繕に関する事業 港湾改修事業のうち、次に掲げるもの 一　防波堤整備事業（小規模な港湾施設の防護を目的とした事業に限る。） 二　放置艇対策に関する事業 三　既存施設の利用転換、港湾空間の再開発・高度利用化及び利便性の向上並びに既存施設の延命化のための事業であって、事業規模が五億円未満のもの 港湾施設長寿命化計画策定事業 緑地等施設整備事業 海域環境創造・自然再生等事業 みなと振興計画に基づく事業